

5 秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定 新規

住宅の耐震化の目標を達成するため、具体的な行動計画となる「秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）を表5-1のとおり定め、本促進計画に位置付けるものとします。

なお、毎年度「(3)主な取組内容」の具体的目標を別紙1に定め実施し、翌年度にその達成状況を別紙2により本市ホームページで公表します。

また、必要に応じて見直しを図り、アクションプログラムの充実・改善に努めていきます。

表5-1 アクションプログラム

| 秋田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム | |
|------------------------|---|
| | (1) 計画期間 本促進計画の期間（令和8年度～令和12年度） |
| | (2) 対象区域・建築物 旧耐震基準で建築された秋田市内にある木造戸建住宅、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの） |
| | (3) 主な取組内容 |
| | 取組内容 |
| 財政 支 援 | 1 対象建築物への診断士派遣支援による耐震診断の実施 |
| | 2 対象建築物の耐震改修費に対する一部補助を実施 (1) 全体耐震改修工事 (2) 部分耐震改修工事 |
| 普 及 啓 発 | 1 耐震診断の未実施者に対する対応 (1) 対象建築物の所有者等へ耐震化に関する普及活動 (2) 住宅の耐震診断・改修事業に関するパンフレットの配布 (3) 簡易耐震診断を実施（建築士の指導のもと、地元学生・生徒および町内会と連携し、地域の住宅を訪問） |
| | 2 耐震診断の既実施者に対する対応 (1) 当該年度耐震診断実施者に耐震改修資料を提示 (2) 耐震改修等に至らない所有者に対し、改めて耐震改修資料を提示 |
| | 3 事業者に対する対応（技術力向上） (1) 事業者向けの技術講習会を実施（1回／年の開催） (2) 木造住宅耐震改修事業者リストを市HPで周知 |
| | 4 その他、一般向けの対応（周知普及） (1) 住宅の耐震化に関するパンフレットを作成し、市広報媒体や窓口で周知 (2) 住民向け説明会やパネル展示等を実施 |